

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務
- 2 実施期日
  - (1) 平成 19 年 4 月 26 日（木）及び同月 27 日（金）
  - (2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 4 月 27 日（金）については、午前 9 時から午後 3 時 50 分までとする。
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室
- 4 受講定員  
30 名
- 5 講習事項  
警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- 6 受講対象者  
警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）による改正前の法第 11 条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者
- 7 受講申込書の受付期間  
平成 19 年 3 月 26 日（月）から同月 30 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。
- 8 受講申込書の提出先  
鳥取県内の各警察署（郵便等による受講申込書の提出は、認めない。）
- 9 受講申込書の提出部数等
  - (1) 受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付けること。
  - (2) 受講申込書には、旧資格者証の写し 1 通を添付すること。
- 10 受講手数料及び納付方法  
受講手数料は、10,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
  - (1) 講習終了後に修了考査を行う。
  - (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
  - (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。